

令和5年2月10日 第191号

編集・発行：嶺北林業振興事務所

住所：〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1

TEL：0887-82-0162 FAX：0887-82-0200

e-mail：030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

木まぐれ木曜日

嶺北林業振興事務所のホームページ URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html>



新春のご挨拶



令和5年も立春を迎え梅の花も咲き始め、春の兆しを感じる頃となりました。読者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が続く中であっても、さまざまな工夫や新しい生活様式を実践し定着させていくことで、各種会議やイベントなども開催されるようになり、私たち事務所職員も地域の皆様と交流ができるようになったことを大変うれしく思っています。

本年はさらに地域が元気になるよう支援させていただきたいと考えています。

さて、新型コロナウイルス関連の情報を始め、様々な情報の収集や発信を行うためのツールとして、多機能で便利なスマートフォンを利用している方が多いのではないのでしょうか。ある民間会社の調査によると令和4年の日本におけるスマートフォンの普及率は94%だそうです。

近頃は、そのスマートフォンに限らず、スマートキーやスマート家電など「スマート〇〇」という言葉をよく耳にします。この場合のスマートは、「スリム」ということではなく「コンピュータ化された」、「高度な情報処理機能が加わった」というような意味で使われています。

私たちの林業分野においても、スマート化された林業すなわちスマート林業を推進しようと様々な取り組みが進められています。このスマート林業は、地理空間情報やICT（情報通信技術）、ロボットなどの先端技術を活用して、業務の効率化・省力化、安全性の向上などに取り組む林業のことで、嶺北地域でもドローンや森林GISの導入を進めています。

また、昨年10月と11月には新たな先端林業機械を使った木材搬出作業や地拵え作業の実演を行い、多くの方々に現場作業を見ていただきました。（詳しくは2頁から4頁）

加えて、令和5年度から林業振興・環境部の目玉施策でもある森林クラウドの運用を開始します。森林クラウドには、県が保有する空中写真や地形図などの航空レーザ計測による精度の高い地形・森林資源データを搭載し、それらのデータを各種作業で利用できる機能を設ける予定です。

主に森林施業の集約化などを進める林業事業者の方々にご利用いただくことで作業の効率的につながることを期待しているところです。

当事務所としましては、さらにスマート林業の取り組みを推進していくとともに、これからも新たな取り組みに関する情報発信を行ってまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

スマート林業への取り組みについて

林業を取り巻く環境については、少子化や高齢化が進んでいることから、人材不足が大きな問題となっています。

そこで、近年注目を集めているのがスマート林業です。ICT(情報通信技術)や新技術を取り入れた機械を活用することで、効率化や軽労化を行い、人材不足の解消に期待されています。

高知県のスマート林業への取り組みについては、これまで森林GISなどのソフト面の整備に力を入れておりました。

さらに、令和4年度からは、スマート林業機械の整備などのハード面の支援も始まりました。

今回の特集では、新たに開始した、スマート林業に係る補助事業の説明と補助事業(先端機械実証データ取得)を活用し、実証試験を行った2つの先端機械「油圧集材機 & ローリンググラブ」
と「乗用型造林機械(山もつとモット)」をご紹介します。

スマート林業実証等支援事業の概要

スマート林業実証等支援事業は、原木の安定供給や労働強度の軽減などに向けた新しい技術の導入や、新しい原木の流通に向けた仕組みづくりへの支援を行います。

この事業は、支援の内容によって、3つの事業に細分化されています。

①先端機械実証データ取得

県内の導入実績が少ない林業機械のレンタル等の費用を支援します。

近年、様々な林業機械が販売されておりますが、導入例も少ないことから、購入に踏み切れない事業者の方も多いためです。

当事業を活用し、一度試していただくことで、購入の検討材料としていただきたいと思います。

【補助概要】

補助対象者：選定経営体 等
補助対象経費：レンタル料 等
補助率：原木生産機械 5百万円以内
造林機械 2百万円以内
採択要件：県のデータ取得に協力すること

②作業システム向上実践支援

生産量を増加するため、既存機械の改良、機械装置等の導入の費用を支援します。

既存機械の更新費は対象とはなりません。既存のベースマシンにハーベスタのヘッドを新たに付けたいといった場合なども補助の対象になりますので、活用が幅広い補助となっています。

【補助概要】

補助対象者：選定経営体
補助対象経費：機械の導入・改良費 等
補助率：1/2以内(上限4百万円)
採択要件：生産量10%増加
生産性・収益性・安全性等の指標の向上

③SCM(サプライチェーンマネジメント)構築支援

地域のSCMを構築するための情報共有システムの導入やアドバイザー設置の費用を支援します。

ICTを活用し原木生産者から工務店までの情報をつなぎ、必要な木材情報の見える化やアドバイザーを設置することで、関係者の合意形成をサポートします。

【補助概要】

補助対象者：選定経営体 市町村 等
補助対象経費：情報システム導入費
アドバイザー設置費
補助率：1/2以内(上限1千万円)
採択要件：地域の原木生産量20%増加

実施事業体：株式会社とされいほく 「油圧集材機&ロージンググラップル」

イワフジ工業(株)の油圧集材機とロージンググラップルについて紹介します。

この2つの機械は専用のコントローラーによって操作し、UFOキャッチャーのように木材搬出を行います。一度に運べる重量は限られる一方で、搬器の走行はスピーディな印象でした。

AI技術を取り入れた木材自動検出や自動走行などの機能も実装予定とのことなので、今後の活躍にも期待しています。



【メリット】

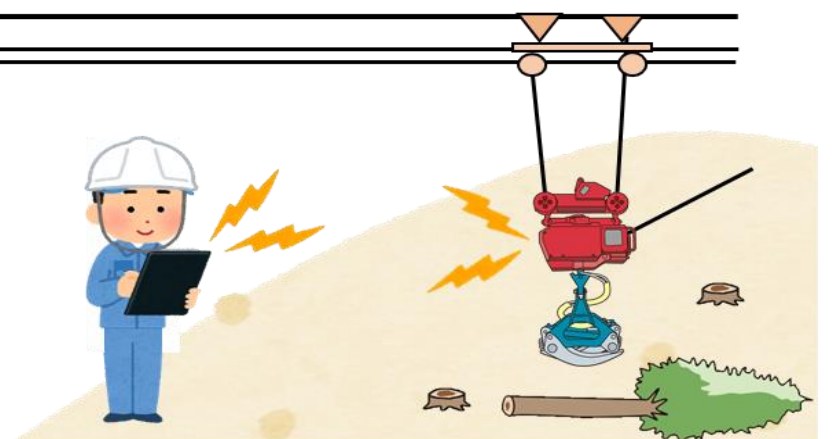
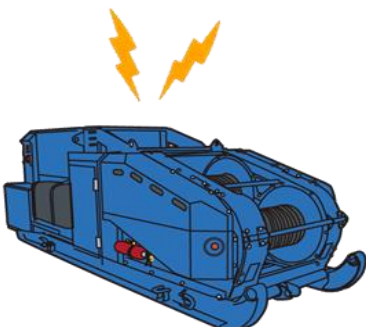
従来の作業システムでは、集材機側と荷掛側に人員を配置し、お互い無線で連絡を取り合い、搬器を操作していました。また、荷掛者は集材のたびに荷掛と退避を繰り返す必要がありました。

今回の実証機では、集材機の操作やロージンググラップルの操作がラジコンによって行えるため、人員を1名削減できます。また、荷掛を遠隔で行えるため、労力の軽減や安全性の向上が期待されます。

従来



実証機



実施事業体：大豊林業株式会社 「乗用型造林作業機械（山もっとモット）」

(株)筑水キャニコンの乗用型造林機械（山もっとモット）について紹介します。

この機械は林業用に改造されており、30度の地山勾配まで、搭乗者に水平姿勢を保ったまま、伐根処理や下刈りを行うことができます。

登坂能力や機械幅の関係もあり、機械を運用するためには、機械に合わせた植栽間隔や稼働ルートなどの計画を事前に決めておくのがポイントです。

造林分野は機械化がまだ進んでいないため、今後の活躍に期待しています。



【メリット】

従来の作業システムでは、下刈りを全て手作業で行って来ました。真夏の下刈りは非常に大変であるため、機械化することで軽労化に期待されます。

また、稼働にはルート上の伐根処理が必要なため、始めは時間がかかります。しかし、下刈りを複数年行くと想定した場合、トータルコストの削減についても期待されています。



従来



実証機



◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業者の皆様は、必ずご注意をお願いします。

また、令和5年4月1日から、森林法施行規則の改正により申請書等の添付書類に下記①～⑥が必要となります。

追加必要書類	備考
①森林の位置図及び区域図	対象森林の位置や区域がわかる図面（森林計画図など）
②申請者等の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し
③他法令の許認可関係書類	該当する場合のみ
④土地の登記事項証明書等	土地の権限があることがわかる書類
⑤伐採等の権限関係書類	申請者等が土地所有者でない場合のみ必要
⑥隣接森林との境界関係確認書類	境界杭などにより境界が明らかな場合は省略が可能

保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。

年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

次回の申請受付期間は令和5年6月1日～6月30日です。

【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R5												R6				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
令和5年 1回目	2月1日	申請	← 伐採許可期間 →														
2回目	6月1日				申請	← 伐採許可期間 →											
3回目	9月1日							申請	← 伐採許可期間 →								
4回目	12月1日											申請	← 伐採許可期間 →				
次年 1回目	2月1日												申請	← 伐採許可期間 →			

保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、**伐採を開始する90日～20日前までに**保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、**伐採を開始する14日前まで**に立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、**許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。**

●許可申請（届出）の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いします。

その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。

（保安林担当 牧野）

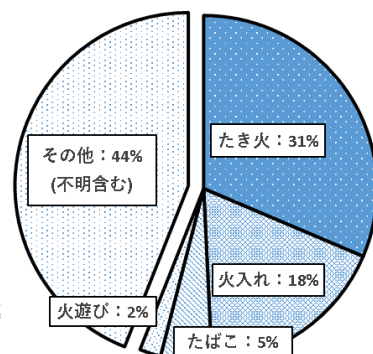
山火事にご注意を！

山火事の原因としては、たき火、火入れ、たばこの後始末の不注意となっています。

これから春にかけて、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。

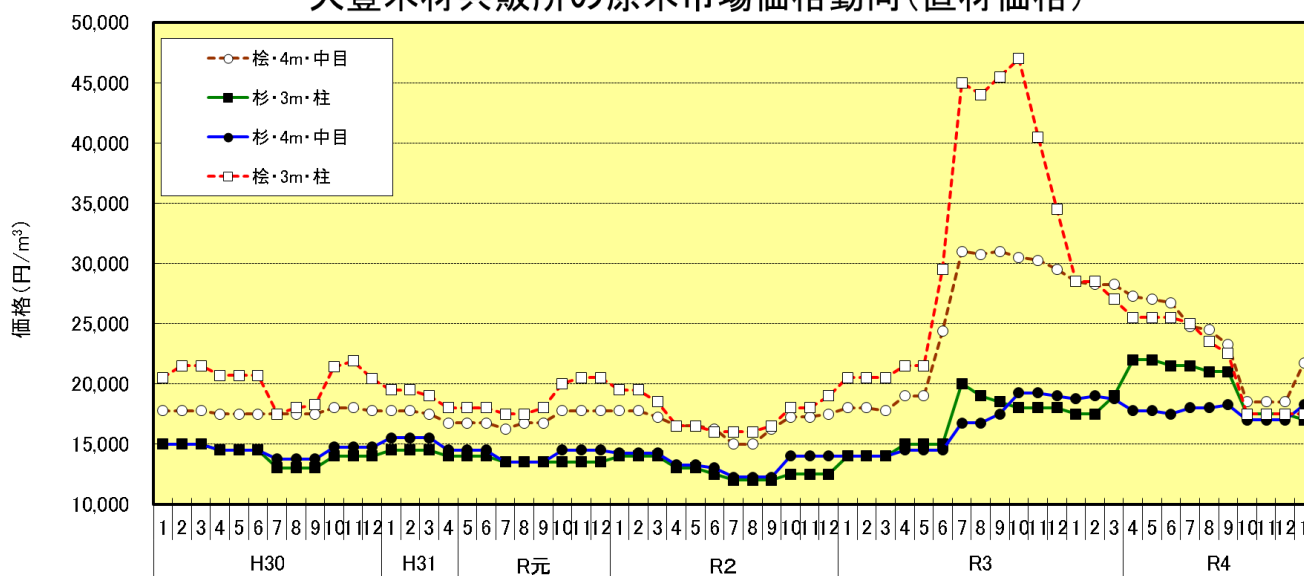
山に入られる際は、火元にご注意をお願いいたします。

原因別出火割合（H28~R2年度平均）※林野庁公開資料に基づいて作成



木材市況

大豊木材共販所の原木市場価格動向(直材価格)



※1 柱・・・末口径15～16cm、中目・・・末口径18～22、24～28cmの平均

※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。
詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。

※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

シキビ・サカキ市況

